

定 款

平成	4	年	4	月	1	日	変更
平成	5	年	7	月	1	日	変更
平成	6	年	8	月	29	日	変更
平成	6	年	11	月	28	日	変更
平成	7	年	3	月	27	日	変更
平成	7	年	9	月	1	日	変更
平成	7	年	10	月	20	日	変更
平成	8	年	3	月	8	日	変更
平成	8	年	6	月	15	日	変更
平成	9	年	3	月	1	日	変更
平成	10	年	3	月	28	日	変更
平成	10	年	5	月	30	日	変更
平成	10	年	6	月	27	日	変更
平成	11	年	3	月	22	日	変更
平成	11	年	5	月	29	日	変更
平成	11	年	7	月	3	日	変更
平成	11	年	11	月	29	日	変更
平成	12	年	2	月	27	日	変更
平成	12	年	3	月	12	日	変更
平成	12	年	4	月	28	日	変更
平成	12	年	9	月	30	日	変更
平成	13	年	3	月	28	日	変更
平成	13	年	3	月	30	日	変更
平成	13	年	10	月	1	日	変更
平成	13	年	11	月	27	日	変更
平成	14	年	3	月	27	日	変更
平成	15	年	3	月	31	日	変更
平成	15	年	9	月	1	日	変更
平成	15	年	12	月	19	日	変更
平成	17	年	3	月	24	日	変更
平成	17	年	11	月	1	日	変更
平成	18	年	5	月	8	日	変更
平成	21	年	6	月	4	日	変更
平成	22	年	9	月	2	日	変更
平成	23	年	7	月	27	日	変更
平成	24	年	5	月	17	日	変更
平成	24	年	9	月	10	日	変更
平成	25	年	7	月	23	日	変更
平成	26	年	8	月	21	日	変更
平成	28	年	1	月	28	日	変更
平成	28	年	5	月	13	日	変更
平成	28	年	7	月	7	日	変更

社会福祉法人 コミュニティーネットワークふくい定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営（農業）

(ロ) 特定相談支援事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 知的障害者（知的障害者福祉法の適応を受ける知的障害者をいう。）の更生と保護育成について相談に応じる事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人コミュニティーネットワークふくいという。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人に法人本部を福井市島寺町 92 号 15 番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6 名

(2) 監 事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長のみが、この法人を代表する。

- 4 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(副理事長、専務理事、常務理事)

第6条 理事のうちから副理事長、専務理事、常務理事を置くことができる。

- 2 副理事長、専務理事、常務理事は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(副理事長)

第7条 副理事長は理事長を補佐する。

(専務理事)

第8条 専務理事は理事長を補佐し業務全般および、当法人の設置経営する施設の運営にあたる。

(常務理事)

第9条 常務理事は、事務局長を兼務し業務を処理する。

(理事会)

第10条 この法人の業務決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務代理)

第11条 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(役員を選任等)

第12条 理事は、評議員会において選任し理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任し理事長が委嘱する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに福井県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の任期は理事として在任する期間とする。

(役員報酬等)

第15条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第3章 事務局

(事務局)

第16条 この法人に事務局(本部)を置く。

2 事務局(本部)に職員若干名を置くことができる。

3 法人の運営に影響のある重要な人事は、理事会の決議を経て理事長が任免す

る。

- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第17条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会務について理事長の諮問に答え、または意見を具申する。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第18条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第19条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(評議員会の権限)

第20条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第21条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第22条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第6章 会 員

(会員)

第23条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規定は、別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 24 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1, 0 0 0, 0 0 0 円
- (2) 土地
- | | | | |
|-----|---------------------------|--------|------------------------|
| (イ) | 福井県小浜市加斗 56 号梅ノ木 61 番地 1 | 所在の宅地 | 840 m ² |
| (ロ) | 福井県小浜市加斗 56 号梅ノ木 61 番地 2 | 所在の宅地 | 515 m ² |
| (ハ) | 福井県小浜市加茂 11 号夕畑 1 番地 | 所在の山林 | 975 m ² |
| (ニ) | 福井県小浜市加茂 11 号夕畑 2 番地 | 所在の原野 | 333 m ² |
| (ホ) | 福井県小浜市加茂 110 号大戸ノ上 6 番地 3 | 所在の山林 | 5, 157 m ² |
| (ヘ) | 福井県勝山市元町 3 丁目 509 番 6 | 所在の宅地 | 987. 69 m ² |
| (ト) | 福井県福井市南居町 81 字上山 1 番 31 | 所在の雑種地 | 2, 660 m ² |
| (チ) | 福井県福井市南居町 81 字上山 35 番 9 | 所在の雑種地 | 158 m ² |
| (リ) | 福井県福井市グリーンハイツ 4 丁目 124 番 | 所在の宅地 | 232. 3 m ² |
| (ヌ) | 福井県福井市グリーンハイツ 4 丁目 127 番 | 所在の宅地 | 246. 6 m ² |
- (3) 建 物
- | | | | |
|-----|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| (イ) | 福井県福井市島寺町 92 号 15 番地 | 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 工場及び事務所 | 1 棟 | 2, 047. 44 m ² |
| (ロ) | 福井県福井市島寺町 92 号 15 番地 | 所在の鉄骨陸屋根 2 階建 | |
| | 工場 | 1 棟 | 1, 428. 84 m ² |
| (ハ) | 福井県小浜市加斗 56 号 61 番地 2、61 番地 1 | 所在の鉄骨造瓦葺 2 階建 | |
| | クリエートプラザ若狭園舎 | 1 棟 | 629. 35 m ² |
| (ニ) | 福井県坂井市丸岡町一本田 35 字海道端 42 番地、41 番地 | 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | クリエートプラザ丸岡園舎 | 1 棟 | 299. 33 m ² |
| (ホ) | 福井県福井市南居町 81 字上山 1 番地 31、35 番地 9、 | 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建 | |
| | プラザ・テクノパーク園舎 | 1 棟 | 2, 476. 21 m ² |
| (ヘ) | 福井県あわら市山室 72 字長割山 98 番地 | 所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | |
| | 工場 | 1 棟 | 1, 206. 35 m ² |
| (ト) | 福井県あわら市山室 72 字長割山 98 番地 | 所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼 | |

板葺平家建

- | | | |
|-----|----|-------|
| 事務所 | 1棟 | 97.2㎡ |
|-----|----|-------|
- (f) 福井県三方上中郡若狭町下夕中 11 号赤穂野 27 番地 1、26 番地 1、28 番地 1 所在の鉄筋造瓦葺平家建
- | | | |
|-------------|----|---------|
| プラザふれ愛わかさ園舎 | 1棟 | 825.97㎡ |
|-------------|----|---------|
- (g) 福井県三方上中郡若狭町下夕中 11 号赤穂野 27 番地 1、26 番地 1、28 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建
- | | | |
|-------------|----|---------|
| エスケイプラザ若狭園舎 | 1棟 | 458.01㎡ |
|-------------|----|---------|
- (x) 福井県小浜市加斗 56 号梅ノ木 61 番地 1 所在の軽量鉄骨・鉄骨造
亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
- | | | |
|----|----|---------|
| 工場 | 1棟 | 207.65㎡ |
|----|----|---------|
- (y) 福井県三方上中郡若狭町下夕中 11 号赤穂野 28 番地 1、25 番地、26 番地 1、27 番地 1、29 番地 1、 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- | | | |
|----|----|---------|
| 工場 | 1棟 | 938.94㎡ |
|----|----|---------|
- (7) 福井県三方上中郡若狭町下夕中 11 号赤穂野 28 番地 1、25 番地、26 番地 1、27 番地 1、29 番地 1、 所在の鉄骨造ガラス板葺平家建
- | | | |
|----|----|---------|
| 工場 | 1棟 | 301.87㎡ |
|----|----|---------|
- (7) 福井県勝山市元町 3 丁目 509 番 6 所在の亜鉛メッキ鋼板葺地下 1 階付 2 階建
知的障害者授産施設
- | | | |
|--|----|-----------|
| | 1棟 | 1,279.02㎡ |
|--|----|-----------|
- (k) 福井県坂井市丸岡町高瀬 15 字松木 11 番地 1、11 番地 2 所在の鉄骨・鉄筋
コンクリート造合金メッキ鋼板葺地下 1 階付 2 階建
- | | | |
|----|----|-----------|
| 工場 | 1棟 | 2,274.11㎡ |
|----|----|-----------|
- (3) 福井県福井市グリーンハイツ 4 丁目 127 番地 所在の鉄骨造合金
メッキ板葺 2 階建
- | | | |
|-----------|----|---------|
| グリーンハウス園舎 | 1棟 | 394.57㎡ |
|-----------|----|---------|
- (7) 大飯郡おおい町名田庄中 29 号前河原 10 番地 13、10 番地 14 所在の
木造瓦葺 2 階建
- | | | |
|---------|----|---------|
| しいの実ハウス | 1棟 | 240.03㎡ |
|---------|----|---------|
- (v) 坂井郡丸岡町小黒 74 字亀ノ尾 11 番地 3、10 番地 2、11 番地 4 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建
- | | | |
|----------|----|---------|
| ハーツ丸岡ハイム | 1棟 | 466.83㎡ |
|----------|----|---------|
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用の財産及び収益事業用の財産は、第 33 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 35 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 25 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数 3 分の 2 以上の同意を得て、福井県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、福井県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

第 26 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 27 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 28 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 29 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。
ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 30 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 31 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 32 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 33 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 老人訪問入浴介護事業
- (2) 訪問介護員養成研修事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 若狭町公営集合住宅管理受託業務
- (5) 必要な者に対し、スポーツ・文化的活動を支援する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 34 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず前条第 1 項第 4 号の事業から収益が生じた場合は、当法人の経営する若狭町内の事業所の社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

第 9 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 35 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 売電事業

2 前項の事業の運営に関する事項について理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第36条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福井県知事の認可を受けなければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福井県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人コミュニティーネットワークふくいの
掲示場に掲示するとともに官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

社会福祉法人 福井県精神薄弱者育成会

理事長	熊谷	梅子
理事	村上	哲雄
〃	水上	幸次
〃	藤堂	謙二
〃	藤田	卓美
〃	北川	昭治
〃	江守	幹男
〃	吉田	順一
〃	高木	茂
〃	達川	誠二
〃	野尻	勇
理事	村田	秀雄
〃	松永	正昭
〃	月田	正文
〃	清水	慶造
監事	片岡	正明
〃	田中	政治